

- ・愛媛県土地開発公社は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的に、「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき、愛媛県的全額出資によって、昭和48年に設立された。
- ・当法人では、国、西日本高速道路(株)(旧道路公団) 県等から委託を受け、土地の取得や斡旋、調査、測量等の業務を行っているが、地価の上昇している時代においては、県等に代わって、公共用地を先行取得することにより、県等の財政負担の軽減、公共事業の円滑な実施に寄与していたが、近年の地価下落局面、公共事業の縮減等を踏まえ「経営環境を踏まえた見直し」を行うとされた法人である。
- ・出資法人改革実施計画等の進捗状況、自己点検評価(1次評価) 当法人へのヒアリング等を踏まえた2次評価は次の通りである。

1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

(1) 組織体制の見直し

- ・事業規模の拡大に伴う人員は、県や地元市町の協力を得て派遣職員で対応するなど組織のスリム化に努めるとともに、プロパー職員より派遣職員が多い中、プロパー職員がその専門知識を生かし、用地取得の中心的な役割を担う組織体制(用地事務所の担当課長にプロパーを配置し、派遣職員を課員として配置)をとって、業務を円滑に推進している。
- ・事業量の増減に応じ、定数管理の徹底を行うとともに、組織のビルドアンドスクラップも行っている。
- ・当法人の業務量は、国、県等の事業に左右され、事業規模の拡大に伴う人員は、実施計画に記載されているとおり、県、地元市町の協力を得て、派遣職員で対応してきたところであり、今後も、用地事務の高度化、専門化を踏まえ、公平な用地取得を推進していくためには、当法人の専門的なノウハウと機動的で柔軟な組織の活用が必要不可欠であるとの説明があった。
しかし、国、県の公共事業が削減される中、将来にわたって当法人の事業量が確保できるか不透明であり、また、現在のような地価下落局面では当法人の先行取得の意義も薄れてきており、県でも直営で用地取得を行っていることから、当法人の役割を再検討する必要がある。今後、他県における土地開発公社の運営状況なども踏まえ、職員の雇用問題等具体的な課題を整理した上で、県と当法人の一体化を図るなど、より効率的な組織を構築に向けた検討を行う必要があると思われる。
- ・役員は9名で、理事長は県土木部長が兼務、専務理事は県派遣職員で、その他の理事5名も全て県職員の兼務である。また、監事2名のうち1名も県兼務で、残る1名も県出資法人の事務局長で県OBであり、役員は県関係者で占められているが、県に代わって公共用地の先行取得を行う法人であり、必要性は認められる。

(2) 経営基盤の充実・強化

- ・当法人は、17年度に当期純損失(赤字)となったが、これは国や県事業にかかる事務費が用地買収の契約時に支払われるため、実際の業務繁忙期の年度と収入時の年度にずれが生じる場合があることによるもので、複数年度で見れば当法人の業務に必要な収入は確保できている。単年度の決算上、赤字が出ることはやむを得ず、赤字の場合は、繰越準備金(17年度約3億円)で対応しているところである。
- ・また、当法人は、四国縦貫横断自動車道等の国、西日本高速道路(株)(旧道路公団)、県等の事業化が確定した受託事業のみを実施してきたところであり、公社自らが、金融機関から借り入れを行い、それによる公有地の先行取得等を行っていないことから、いわゆる塩漬土地は保有していない。
- ・事業の受託に関しては、当法人の専門性やノウハウを最大限活用し、かつ安定した収入の確保に努めるため、大規模若しくは短期間で買収が必要な災害関連事業に厳選している。今後も、「四国横断自動車道」や「松山外環状道路」、「JR松山駅鉄道高架事業」などの大規模事業を受託する予定であり、20年代後半まで安定した事業量の確保が見込まれている。
- ・今後とも実施計画の取組みに記載してあるとおり、公社の専門性やノウハウを活かし、安定した収入の確保と業務の効率化、事務費の削減等に取り組んでいただきたい。

(3) 役職員数及び給与制度の見直し

- ・役員は、9名で、県派遣の専務理事以外は非常勤で無報酬。職員数は、52名で、うちプロパー職員が20名、県等の派遣職員32名で、実施計画の取組みでは、プロパー職員の退職や事業規模拡大に伴う人員は派遣職員で対応し、スリム化に努めるとしている。
派遣職員の数人は、県、市町等の定員削減の流れも踏まえ、事業規模に見合った最低限の人員とするとともに、プロパー職員の持つ専門的なノウハウの継承に努めていただきたい。
- ・なお、経営環境を踏まえ、プロパー職員について、県職員と同様の給与カットを行うなど給与水準の見直しに取り

組んでいることは評価できる。

2 県の関与の適正化に向けた取組

(1) 財政的関与の見直し

- ・当法人の県派遣職員にかかる給与については県からの補助金・委託料で賄っているが、県の厳しい財政状況を踏まえ、17年度からは県や松山市からの受託事務費をアップし、当該事業に係る派遣職員の人件費は自主財源で対応することとし、県からの人件費補助の削減に努めている。

(2) 人的関与の見直し

- ・実施計画の取組みで、受託事業に見合った定数管理を的確に行い、必要最小限の人員を派遣とあり、今後も受託事業量の見込みを的確に行い必要最小限の人員派遣にとどめること。
なお、組織体制の見直しで記載したとおり、当法人と県との役割分担の見直しに伴い、検討を行う必要があると考える。

3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

- ・県のホームページでの決算情報の公開及び情報公開制度を導入しているところであるが、1次評価にあるとおり、今後は当法人独自のホームページを開設し、より積極的に情報公開していただきたい。

4 総合的評価

【法人】

- ・所管課とともに当法人の専門的なノウハウの継承などに留意して法人のあり方等について検討を行うこと。
- ・派遣職員の算定に当たっては、今後の事業量を的確に見込み、必要最小限の人員とするとともに、プロパー職員のノウハウ等専門性が最も発揮できる業務に厳選して取組み、収入の確保、経費の節減等により経営の安定化に努めること。

【所管課】

- ・用地事務の高度化、専門化を踏まえ、当法人の専門的なノウハウと事業規模拡大に伴う人員増を派遣職員で対応するなど機動的で柔軟な組織体制を活用する意義は認められる。しかしながら、公共事業削減や地価下落など経営環境が大きく変化しているため、県と当法人の役割分担を検討し、雇用問題など具体的な課題の整理も行い、他県の状況も参考にして県と当法人の一体化を図るなど、今後の法人のあり方、方向性を検討すること。
- ・職員派遣に当たっては、県の定数削減も踏まえ、必要最小限の人員とすること。